

障害者活躍推進計画（新居浜市消防本部）

機関名	新居浜市消防本部
任命権者	新居浜市消防長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
新居浜市消防本部における障害者雇用に関する課題	消防は特殊な職務であることから、新居浜市消防本部においては、これまで障害者枠での採用を検討していない。今後についても、障害者枠での採用については考えていない。ただし、在職中に疾病・事故等により障害者となった者が在籍する可能性があることから、このような状況になった場合は、円滑な職場復帰のために必要な職場環境の整備等や通院への配慮、働き方等の取組を進める必要がある。
目標	
①採用に関する目標	消防吏員は障害者雇用率制度の除外職員であり、今後も障害者に限定した募集・採用を行うことは困難である。よって、採用に関する目標の設定はできない。
②定着に関する目標	なし ※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として消防総務課長を選任する。 ○障害者職業相談員の選任義務に関わらず、障害者である職員が在籍した場合には、新居浜市総務部人事課に設置している相談員を、障害者である職員の相談窓口として指定する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務	○障害のある職員から従来の業務遂行が困難との相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人材管理	○半期ごとに実施している人事評価の面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。